

様式 1

事業報告書				
医療法人整理番号		一般0181		
報告期間	自	令和7年6月1日		
	至	令和8年5月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人はやし会		
		分類①	社団（出資持分あり）	
		分類②	その他	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	長崎県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	島原市	
		町名・番地	津町4 0 9 番地 1 5	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		平成12年3月6日	
	(4) 設立登記年月日		平成12年3月14日	
	(5) 理事長の氏名	姓	林	
		名	敏明	
		役員及び評議員の人数		理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら		
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら		
	(2) 附帯業務	記載はこちら		
	(3) 収益業務	記載はこちら		
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら		
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら		
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら		
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
	(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1 : 2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
診療所	林内科医院		4210321313	長崎県島原市津町 4 0 9 番地 1 5							
診療所	林歯科医院		4230330641	長崎県島原市津町 5 8 7 番地 1							

注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年7月31日	令和 6 年度決算の決定
令和8年5月30日	令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1．医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2．購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	
日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人はやし会
所在地 長崎県島原市津町409番地15

※医療法人整理番号 一般0181

貸借対照表
令和8年5月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	92,426	I 流動負債	15,616
II 固定資産	88,987	II 固定負債	83,251
1 有形固定資産	72,041	(うち医療機関債)	0
2 無形固定資産	1,152	負債合計	98,867
3 その他の資産	15,794	純資産の部	
(うち保有医療機関債)	0	科目	金額
		I 出資金	10,000
		II 積立金	72,546
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	82,546
資産合計	181,413	負債・純資産合計	181,413

(注) 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人はやし会
所在地 長崎県島原市津町409番地15

医療法人整理番号	一般0181
----------	--------

損 益 計 算 書

自 令和7年6月1日

至 令和8年5月31日

(単位：千円)

科目		金	額
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		144,589
	2 事業費用		150,479
	本来業務事業損失		5,890
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	附帯業務事業利益		0
	事業損失		5,890
II	事業外収益		2,123
III	事業外費用		607
	経常損失		4,374
IV	特別利益		106
V	特別損失		0
	税引前当期純損失		4,268
	法人税等		71
	当期純損失		4,339

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 はやし会
所在地 長崎県島原市津町409番地15

※医療法人整理番号	一般0181
-----------	--------

財 産 目 録
(令和 8 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	181,413 千円
2. 負 債 額	98,867 千円
3. 純 資 産 額	82,546 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	92,426
B 固 定 資 産	88,987
C 資 産 合 計 (A + B)	181,413
D 負 債 合 計	98,867
E 純 資 産 (C - D)	82,546

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(■ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借)) ※ 林歯科医院敷地は法人所有、林内科医院敷地は賃借
建 物	(■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

経営状況に関する情報（診療所）

様式 2

医療法人整理番号		一般0181
法人番号		5310005005578
病床・外来管理番号	1 有	24201293
医療機関コード	1 有	4210321313

法人名	医療法人はやし会							
診療所名	林内科医院			役員数(人)	3.0		職員数(人)	7.4
診療所所在地	都道府県	長崎県	市区町村	島原市	町域	津町	二次医療圏	県南

期間（自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日） Ver. 2.4

消費税の経理方式	2 税込	主たる診療科	01内科	単位：円
科 目				備 考
01	医業収益		87,511,208	
01-01	入院診療収益		0	
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）		0	任意記載
01-01-2	公害等診療収益		0	任意記載
01-01-3	室料差額収益		0	任意記載
01-01-4	その他の診療収益		0	計算式あり
01-02	外来診療収益		70,081,566	
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）		70,081,566	任意記載
01-02-2	公害等診療収益		0	任意記載
01-02-3	その他の診療収益		0	計算式あり
01-03	その他の医業収益		17,429,642	計算式あり
01-03-1	うち保健予防活動収益		16,224,530	任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益		0	
02	医業費用		86,232,755	
02-01	材料費		11,007,857	計算式あり
02-01-1	医薬品費		6,179,758	
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費		4,828,099	
02-01-3	給食用材料費		0	
02-02	給与費		52,102,324	計算式あり
02-02-1	役員報酬		23,200,000	
02-02-2	給料		20,200,390	
02-02-3	賞与		4,178,300	
02-02-4	賞与引当金繰入額		0	
02-02-5	退職給付費用		0	
02-02-6	法定福利費		4,523,634	
02-03	委託費		2,304,857	
02-03-1	うち給食委託費		0	任意記載
02-04	減価償却費		3,755,015	
02-05	器機賃借料		1,818,564	
02-06	その他の医業費用		15,244,138	計算式あり
02-06-1	うち水道光熱費		1,207,885	
02-06-3	うち本部費配賦額		0	任意記載
03	医業利益（又は医業損失）		1,278,453	計算式あり
04	医業外収益		1,042,004	
04-01	うち受取利息及び配当金		74,298	任意記載
04-02	うち運営費補助金収益		474,000	
04-03	うち施設設備補助金収益		107,000	
05	医業外費用		51,846	
05-01	うち支払利息		51,846	任意記載
06	経常利益（又は経常損失）		2,268,611	計算式あり
07	臨時収益		106,000	任意記載
07-01	うち運営費補助金収益		0	
07-02	うち施設設備補助金収益		0	
08	臨時費用		0	任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		2,374,611	計算式あり
10	法人税、住民税及び事業税負担額		71,000	任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）		2,303,611	計算式あり

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「※」を記載すること。

職種別給与総額及びその人数に関する情報（診療所）

様式 2

医療法人整理番号		一般0181	
法人番号		5310005005578	
病床・外来管理番号	1 有	24201293	
医療機関コード	1 有	4210321313	

法人名	医療法人はやし会						
診療所名	林内科医院			役員数(人)	3.0	職員数(人)	7.4
診療所所在地	都道府県	長崎県	市区町村	島原市	町域	津町	二次医療圏

期間（自 令和7年6月1日 至 令和8年5月31日 ） Ver. 2.4

「病床機能報告」報告の有無		3 無		単位：円							
職 種		①常勤職員と非常勤職員を区分できる場合						②常勤職員と非常勤職員を区分できない場合			
		常 勤 職 員			非 常 勤 職 員			給 与 総 額			人 数 (人)
		給 与 総 額		人 数 (人)	給 与 総 額	人 数 (人)	給料と賞与を区分できる場合		給料と賞与を 区分できない 場合		
		給 料	賞 与				給 料	賞 与			
01	医師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
02	歯科医師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
03	薬剤師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
04	看護職員	12,304,598	2,413,400	0	4.2	0	0.0	0	0	0	0.0
04-01	保健師	0	0	0	0.0	0	0.0				
04-02	助産師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
04-03	看護師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
04-04	准看護師※	12,304,598	2,413,400	0	4.2	0	0.0				
05	その他の医療技術者等	7,212,259	1,729,900	0	3.0	718,533	0.2	0	0	0	0.0
05-01	診療放射線技師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-02	臨床工学技士※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-03	臨床検査技師※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-04	リハビリスタッフ	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-04-1	理学療法士※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-04-2	作業療法士※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-04-3	視能訓練士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-04-4	言語聴覚士※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-05	歯科衛生士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-06	歯科技工士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-07	栄養士等	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-07-1	管理栄養士※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-07-2	栄養士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-07-3	調理師	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-08	社会福祉士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-09	精神保健福祉士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-10	保育士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-11	看護補助者※	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-12	事務職員	7,212,259	1,729,900	0	3.0	0	0.0	0	0	0	0.0
05-12-1	事務（総務、人事、財務、庶務等）担当職員	7,212,259	1,729,900	0	3.0	0	0.0				
05-12-2	医師事務作業補助者	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-12-3	診療情報管理士	0	0	0	0.0	0	0.0				
05-13	その他の職員	0	0	0	0.0	718,533	0.2				

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①右欄②に記載すること。

常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、左欄①に記載すること。

右欄②に記載すること。

- ※1 給与総額の対象期間は直近1月1日から12月31日までとする。これによりがたい場合は、会計年度とする。
- ※2 常勤職員と非常勤職員を区分できる場合は、左欄①に記載すること。常勤職員と非常勤職員を区分できない場合は、右欄②に記載すること。①の場合、非常勤職員は給料と賞与をまとめて給与総額に記載すること。
- ※3 給料と賞与を区分できる場合は「給料と賞与を区分できる場合」に記載すること。年俸制を採用、事務処理上の理由等から、給料と賞与を区分できない場合は、「給料と賞与を区分できない場合」に記載すること。
- ※4 給料には、対象期間に職員に支給した給料の職種区分毎の総額を記載すること。なお、給料には扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など労働の対価として職員に支給した全てのものが含まれる。
- ※5 賞与には、対象期間に職員に支給した賞与、期末手当等の一時金の職種区分毎の総額を記載すること。
- ※6 人数は給与総額の対象期間における7月1日時点の人数とし、非常勤職員は常勤換算（※小数点第一位まで（小数点第二位を四捨五入））して記載すること。職種末尾の「※」は病床機能報告報告職種を示す。病床機能報告で報告している職種の人数の記載は、省略することができる。ただし、病床機能報告では派遣労働者を含むこととしており、当該病院等の病床機能報告に派遣労働者を含む場合には、その人数を除いて計上すること。
- ※7 役員については、役員報酬以外に職員として給料等を支給されている場合を除き、含まないこと。
役員が診療等に従事している場合であって、役員報酬規定等により役員報酬と給料等を明確に区分して支給している場合には、給料等のみ計上すること。
この場合、「給与総額」には雇用契約に基づいた職員の給料等を、「人数」には雇用契約に基づいた勤務時間を踏まえ常勤換算した人数を計上すること。
なお、この役員数の取扱いは病床機能報告と異なる。このため「「病床機能報告」報告の有無」で「1有（派遣を含まない）」を選択した場合に「人数」が自動で「一」となるが、病床機能報告において役員が含まれている職種は、役員を常勤換算した上で職員数と合わせた人数に置き換えて記載し直すこと。
- ※8 把握している職種は全て記載すること。記載が困難な職種には、「※」を記載すること。

未記載セルチェック：【記載O.K.】

内訳数値チェック：【記載O.K.】

科目	内容
医業収益	医業に係る収益
入院診療収益	入院患者の診療、療養に係る収益（医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	入院患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、施設介護及び短期入所療養介護の介護保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	入院患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの金額
室料差額収益	入院患者の医療に係る収益で、特別室の特別料金徴収額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
外来診療収益	外来（往診を含む）患者の診療、療養に係る収益（医療保険、公費負担医療、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険、自費診療等）
保険診療収益 （患者負担含む）	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、健康保険、国民健康保険等の医療保険、後期高齢者医療制度及び生活保護法、精神保健福祉法、感染症法等の公費負担医療に係る支払基金・国保連等に対する請求金額及び窓口徴収金額の合計額
公害等診療収益	外来（往診を含む）患者の医療に係る収益で、公害医療、労災保険、自動車損害賠償責任保険などの合計額
その他の診療収益	自費診療、特別メニューの食事などの金額
その他の医業収益	保健予防活動収益、受託検査・施設利用収益、文書料等上記に属さない医業収益（施設介護及び短期入所療養介護以外の訪問看護、通所リハビリテーションなどの介護報酬、保険等査定減を含む。）
保健予防活動収益	各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等保健予防活動に係る収益
運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業収益として計上したもの）
医業費用	医業に係る費用
材料費	材料に係る費用
医薬品費	（ア）投薬用薬品の費消額 （イ）注射用薬品（血液、プラズマを含む）の費消額 （ウ）外用薬、検査用試薬、造影剤など前記の項目に属さない薬品の費消額

科目		内容
	診療材料費・	カテーテル、縫合糸、酸素、ギブス粉、レントゲンフィルム、など１回ごとに消費する診療材料の費消額
	医療消耗器具備品費	診療、検査、看護、給食などの医療用の器械、器具及び放射性同位元素のうち、固定資産の計上基準額に満たないもの、または１年内に消費するもの
	給食用材料費	患者給食のために使用した食品の費消額（給食委託費に包含している場合は「－」と記載）
給与費		給与に係る費用
	役員報酬	診療所で直接業務に従事する役員に対する報酬
	給料	診療所で直接業務に従事する職員に対する給料、手当
	賞与	診療所で直接業務に従事する職員に対する確定済賞与のうち、当該会計期間に係る部分の金額
	賞与引当金繰入額	診療所で直接業務に従事する職員に対する翌会計期間に確定する賞与の当該会計期間に係る部分の見積額
	退職給付費用	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する退職一時金、退職年金等将来の退職給付のうち、当該会計期間の負担に属する金額
	法定福利費	診療所で直接業務に従事する役員・職員に対する健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法、各種の組合法などの法令に基づく事業主負担額
委託費		検査委託費、給食委託費、寝具委託費、医事委託費、清掃委託費、保守委託費、その他外部に委託した上記以外の業務の対価としての費用
	給食委託費	外部に委託した給食業務の対価としての費用
減価償却費		固定資産の計画的・規則的な取得原価の配分額
器機賃借料		固定資産に計上を要しない器機等のリース、レンタル料
その他の医業費用		材料費、給与費、委託費、減価償却費、器機賃借料以外の医業費用 （地代家賃、修繕費、固定資産税等、器機保守料、器機設備保険料、車両関係費、研究研修費、福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、広告宣伝費、消耗品費、消耗器具備品費、会議費、水道光熱費、保険料、交際費、諸会費、租税公課、医業貸倒損失、貸倒引当金繰入額、雑費、控除対象外消費税等負担額（税抜き経理の場合）、本部費配賦額（本部会計を設けた場合））
	水道光熱費	電気、ガス、水道、重油などの費用。ただし、車両関係費に該当するものは除く。
	控除対象外消費税等負担額	診療所の負担に属する控除対象外の消費税及び地方消費税。ただし、資産に係る控除対象外消費税に該当するものは除く。（税込み経理の場合は記載不要）

科目		内容
	本部費配賦額	本部会計を設けた場合の、一定の配賦基準で配賦された本部の費用（本部会計を設けていない場合または配賦額がない場合「－」と記載）
医業利益（又は医業損失）		医業利益（又は医業損失）
医業外収益		受取利息及び配当金、有価証券売却益、運営費補助金収益、施設設備補助金収益、患者外給食収益、その他前記の科目に属さない医業外収益
	受取利息及び配当金	預貯金、公社債の利息、出資金等に係る分配金
	運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
	施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において事業外収益として計上したもの）
医業外費用		支払利息、有価証券売却損、患者外給食用材料費、診療費減免額、医業外貸倒損失、貸倒引当金医業外繰入額、その他前記の科目に属さない医業外費用
支払利息		長期借入金、短期借入金の支払利息
経常利益（又は経常損失）		経常利益（又は経常損失）
臨時収益		固定資産売却益、その他の臨時収益
	運営費補助金収益	運営に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
	施設設備補助金収益	施設設備に係る補助金、負担金（事業報告書等の損益計算書において特別利益として計上したもの）
臨時費用		固定資産売却損、固定資産除却損、資産に係る控除対象外消費税等負担額、災害損失、その他前記以外の臨時的に発生した費用
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		経常利益に臨時損益を加え、これから臨時費用を控除した金額
法人税、住民税及び事業税負担額		法人税、住民税及び事業税のうち、当該会計年度の診療所の負担に属するものとして計算された金額
当期純利益（又は当期純損失）		当期純利益（又は当期純損失）

職種の内容

職種	内容
医師	医師の免許を有し、身体各部の疾患・機能障害の診断・治療・手術・研究、保健指導、健康管理、臨床検査などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
歯科医師	歯科医師の免許を有し、歯、その周囲組織及び口くう（腔）に生ずるすべての疾患についての診断・治療・予防・指導などの専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
薬剤師	薬剤師の免許を有し、調剤などの、薬事に関する専門的・技術的な仕事に従事するものをいう。
看護職員	保健師、助産師、看護師及び准看護師の合計数。
保健師	保健師の免許を有し、健康相談などにより、衛生思想の普及・疾病予防の指導・傷病者の療養指導・その他日常生活上必要な保健指導の仕事に従事するものをいう。
助産師	助産師の免許を有し、助産、妊婦・じょく婦・新生児の保健指導の仕事に従事するものをいう。
看護師	看護師の免許を有し、傷病者・じょく婦・新生児に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
准看護師	准看護師の免許を有し、医師・歯科医師・看護師の指示を受けて、傷病者・じょく婦に対する療養上の世話及び診療の補助の仕事に従事するものをいう。
その他の医療技術者等	上記に該当しない職員の合計。
診療放射線技師	診療放射線技師の免許を有し、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線の人体照射（撮影を含む）の仕事に従事するものをいう。
臨床工学技士	臨床工学技士の免許を有し、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作及び保守点検の仕事に従事するものをいう。
臨床検査技師	臨床検査技師又は衛生検査技師の免許を有し、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査などの仕事に従事するものをいう。
リハビリスタッフ	理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士の合計数。
理学療法士	理学療法士の免許を有し、理学療法の仕事に従事するものをいう。
作業療法士	作業療法士の免許を有し、作業療法の仕事に従事するものをいう。
視能訓練士	視能訓練士の免許を有し、視能訓練の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	言語聴覚士	言語聴覚士の免許を有し、言語訓練の仕事に従事するものをいう。
	歯科衛生士	歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。
	歯科技工士	歯科技工士の免許を有し、歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成、修理、又は加工する仕事に従事するものをいう。
	栄養士等	管理栄養士、栄養士及び調理師の合計。
	管理栄養士	管理栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	栄養士	栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。
	調理師	調理師の免許を有し、献立の作成・飲食物の調理及びそれらの補助的な仕事に従事するものをいう。
	社会福祉士	社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスの提供又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	精神保健福祉士	精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け医療施設において精神障害の医療を受けている者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助の仕事に従事するものをいう。
	保育士	保育士の名称を用いて、病棟において児童の保育・保護の仕事に従事するものをいう。
	看護補助者	医療行為は行わず、医師、看護師からの指示により、専ら患者への食事・入浴などの介助などの仕事に従事するものをいう。
	事務職員	事務担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士の合計。
	事務（総務、人事、財務、医事等）担当職員	主として事務（総務、人事、財務、医事等（病棟での勤務を含む））の仕事に従事するものをいう。
	医師事務作業補助者	医師の事務作業の補助の仕事に従事するものをいう。
	診療情報管理士	診療情報の管理、入院患者についての疾病統計の仕事に従事するものをいう。

職種		内容
	その他の職員	上記に該当しない職員の合計。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人はやし会

理事長 林 敏 明 殿

私は、医療法人はやし会の令和 7 会計年度（令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、個別注記表及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 7 月 3 0 日

医療法人はやし会

監事 大野 友 道

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。